

(公財) 川越市施設管理公社
改 善 計 画

平成27年5月
川越市施設管理公社
川 越 市

改善計画策定の目的

外郭団体は、市民サービスの向上と行政コストの効率化を図るため、民間の持つ経営的な視点や柔軟で効率的なノウハウ等を活用することにより、行政活動の補完的役割を果たすことが求められています。また、地方公共団体の外郭団体については、地方財政規律を強化するため、地方公共団体が、自らの決定と責任において、外郭団体の抜本的改革を行うことが求められています。

公益財団法人川越市施設管理公社は、平成2年に設立され、本市の公の施設の管理委託先とされていましたが、公の施設の管理に関しては、平成15年に指定管理者制度が導入され、民間事業者が参入できることとなりました。

また、平成20年12月1日に、公益法人制度改革関連3法が施行され、財団法人、社団法人は施行日から5年以内に、一般法人または公益法人を選択することとなりました。川越市施設管理公社は公益財団法人を選択し、平成25年4月1日より公益法人の認定を受けています。

このような状況の下、川越市外郭団体検討部会において、施設管理公社の財務、事業実施状況等について分析、検討が行われ、「公益財団法人川越市施設管理公社のあり方に関する報告書」が出されました。報告書では、施設管理公社の存在意義や公益性は失われておらず、今後の取組によってその向上を図ることができるかとされています。

また、今後市が文化・スポーツ施策をさらに充実・推進していくために、施設管理公社の設立目的の施設管理以外の側面に改めて着目し、「行政活動の補完」という外郭団体本来の役割を活用する時に来ていると言えます。

そこで、施設管理公社の存在意義や公益性を高め、経営体制の強化等を図る抜本的改革を進めるための取組をこの計画書にまとめました。

目次

改善計画策定の目的

第一章 分析編

1	川越市施設管理公社の概要	1
2	組織	2
3	職員	
4	財務	
5	指定管理受託業務	3
6	事業実施	
①	概要	
②	文化事業	
③	スポーツ事業	
④	葬祭事業	
⑤	自主事業に係る財務状況等	
7	公社が管理している施設	5
①	概要	
②	各施設の状況	

第二章 取組編

1	川越市施設管理公社改善計画の方針	7
(1)	基本的な考え方	
(2)	改善計画の方針	
①	経営体制の強化	
②	公益性の向上と市民サービスの向上	
2	計画期間及び推進体制	
(1)	計画期間	
(2)	施設管理公社の改善計画の推進体制	
3	川越市施設管理公社の改善に向けた取組	
(1)	経営体制の強化	8
①	経営の中長期的な方針の策定	
②	経営の健全化	
③	職員採用	
④	人材の育成	
⑤	経営責任の明確化	

- ⑥ 市の退職者の採用
- ⑦ 文化・スポーツ行政における施設管理公社の役割の明確化
- ⑧ 協定書の見直し

- (2) 事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ① 文化・スポーツ事業の推進
 - ② 住民福祉の増進
 - ③ 情報発信
 - ④ 新斎場の管理の調査・研究
 - ⑤ 葬祭施設自主事業の推進
 - ⑥ 文化・スポーツ事業の整理
 - ⑦ 文化・スポーツ事業の企画力の向上
 - ⑧ 文化芸術に親しむ機会づくりの充実
 - ⑨ 文化施設の役割の明確化
 - ⑩ 自主事業の支援

- (3) 施設管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ① 人員体制
 - ② 指定管理料項目の見直し
 - ③ 施設の所有者としての責任

- (4) 市の関与の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ① 市からの職員派遣の廃止
 - ② 市と施設管理公社との情報共有

第三章 計画編

- (1) 経営体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (3) 施設管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) 市の関与の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- 計画編一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第一章 分析編

1 川越市施設管理公社の概要

公益財団法人川越市施設管理公社（以下「施設管理公社」という。）は、平成2年に市の公の施設の管理運営を委託する外郭団体として、市が100%出資し、基本財産1億円で設立されました。平成15年に地方自治法の一部が改正され、施設管理公社は平成18年4月からは指定管理者として、市の施設の管理運営を行っています。

設立当時は、財団法人で、平成18年の民法等の改正後、平成24年9月に公益法人認定の申請※をし、平成25年3月18日に公益認定を取得、同年4月1日に公益財団法人へ移行しました。公益法人に認定されたことにより、公益性の確保、社会的な信頼を高め、公益目的事業を担う法人として市との更なる連携が期待されるところです。

定款では、設立目的として「公社は、地域のコミュニティの育成並びに文化及びスポーツの振興を図るとともに、川越市内の公共施設の管理運営を受託し、有効かつ効率的な管理運営に努め、もって市民サービスの向上と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。」としています。

また、定款に定める公社の事業内容は、次のとおりです。

- (1) 地域のコミュニティの育成に関する事業
- (2) 文化及びスポーツの振興に関する事業
- (3) 川越市内の公共施設の管理運営に関する受託事業
- (4) その他公社の目的を達成するために必要な事業

施設管理公社が行っている主な事業

公益目的事業・・・文化事業、スポーツ事業
収益事業・・・・・・葬祭事業

※公益法人に認定されるための条件

公益目的事業費用が法人全体の費用の50%以上

公益目的事業は収支相償を満たす必要がある

遊休財産が公益目的事業費1年分以下 等

2 組織

施設管理公社の組織は、法人の重要な事項についての意思決定機関としての評議員会、執行機関としての理事会、監査を行う監事で構成されています。

平成 27 年 4 月 1 日現在、評議員は 12 人で、文化・スポーツ団体からの推薦者等、総務部長、教育総務部長が就いています。

理事会は、12 人の理事で構成され、理事長に市の副市長が就き、理事には文化・スポーツ団体からの推薦者等、文化スポーツ部長、市民部長が就いています。監事は 2 人で、公認会計士、学識経験者が就いています。

3 職員

施設管理公社には、平成 27 年 4 月 1 日現在 75 人の職員(正規職員 30 人、臨時職員 44 人、市からの派遣職員 1 人)がおり、事務局及び各施設に配置されています。

年代別正規職員数では、50 歳代以上、20 歳代以下が少なく、30 歳代及び 40 歳代に偏っています。

4 財務

平成 25 年度の財務状況を見ると、正味財産増減計算書によると、経常収益が 674,788,393 円、経常費用が 669,251,343 円で、経常収支は 5,537,050 円の黒字となっています。

法人等の団体の経営状況等の安定性・健全性を見るための財務数値は、流動比率が 188.7%、経常収支比率が 99.2%、自己資本比率が 72.0%で、概ね適正であると言えます。

しかしながら、経常収益に占める市からの財政支出（施設の指定管理料が大半を占めています。）の割合は 97.3%であり、市への財政的依存度が高い状況です。

5 指定管理受託業務

施設管理公社は、平成 18 年度から市が設置する文化施設 4 施設、スポーツ施設 3 施設及び葬祭施設 1 施設、合計 8 施設について、市から指定管理者の指定を受け（現在の指定は平成 23 年度から 5 年間）、それらの適切な維持管理及び市民が利用しやすく、かつ効率的な施設運営に努めています。

また、市が設置する児童館について、市から児童厚生業務を受託しています。

なお、スポーツ施設及び葬祭施設の管理運営について、それぞれ平成 24 年度、平成 26 年度に「指定管理者による運営管理に係る第三者モニタリング」が実施され、それぞれの評価結果は次のとおりです。

スポーツ施設は、住民サービスの質は保たれているとの評価を受けており、葬祭施設は、運營業務、維持管理業務は適切かつ高いレベルで実施されており、住民福祉の向上という施設の設置目的が、十分に実現されているものと考えられるとの評価を受けています。

6 事業実施

① 概要

施設管理公社は、管理施設を使用するなどして、文化、スポーツ、葬祭の自主事業を実施しています。

自主事業の内容については、その事業ごとに、前年の入場者数や利用者のニーズなどを考慮して決定しています。

② 文化事業

文化事業では、ホールを使用したクラシックコンサートをはじめ、寄席や狂言、ロビーコンサート、子ども向けの映画会、施設見学会など様々な分野の事業を実施しています。これらの事業は、地域の文化振興に尽力していると言えます。

また、学校教育の場で、児童に向けたアウトリーチ事業（出張による講座体験型の普及活動）を実施しています。この事業では、プロの演奏家による小規模なコンサートを実施しており、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団の普及事業を活用しています。

③ スポーツ事業

スポーツ事業では、スポーツ活動のきっかけづくりを行う教室や健康増進を目的とした体操の教室などを開催し、スポーツの普及・啓発を図っています。また、スポーツ大会や第二種公認陸上競技場の認定を受けている本市陸上競技場で行う競技者を対象とした記録会などの事業を行っています。

④ 葬祭事業

市民聖苑やすらぎのさとでは、市民を対象とした施設利用相談や施設見学会を実施し、葬儀に対する市民の不安の解消や利用しやすい施設となるような取組を行っています。

⑤ 自主事業に係る財務状況等

自主事業の収支の状況を見ると、平成 25 年度の自主事業収入が 10,257,740 円であるのに対し、自主事業支出は 15,554,648 円で、約 530 万円の赤字となっています。

自主事業のうち川越市民ゴルフ大会や陸上競技記録会などのスポーツ事業は例年黒字を計上している一方、メルトコンサート、ジョイフルコンサートといった文化事業では、ほぼ毎年赤字が発生しています。

平成 22 年度からの推移で見ると、文化事業の実施事業数が増加すると赤字も増加するという傾向があります。

自主事業で生じた赤字は、自主事業積立預金等から補てんしています。自主事業積立預金は、自主事業収入、売店収入、雑収入（自動販売機収入、コピー代、電話代等）等を積み立てたものです。

文化自主事業（市民会館・西文化会館・南文化会館合計）収支状況

年 度	事業数	収入(千円)	支出(千円)	収入-支出(千円)	公社負担割合
平成 22 年度	11	2,528	3,691	△1,163	31.5%
平成 23 年度	27	3,677	4,884	△1,207	24.7%
平成 24 年度	37	16,522	27,541	△11,019	40.0%
平成 25 年度	28	5,727	11,063	△5,336	48.2%
4 年平均	26	7,114	11,795	△4,681	39.7%

7 公社が管理している施設

① 概要

施設管理公社は、市からの指定管理者の指定および施設管理の委託により、市の文化施設、スポーツ施設、葬祭施設の管理運営及び児童厚生業務の受託を行っています。

施設の状況については、川越市公共施設マネジメント白書（平成 25 年 3 月）でも記載されているとおり、各施設で施設の老朽化、設備の経年劣化が進んでいます。

② 各施設の状況

市民会館（昭和 39 年築）、やまぶき会館（平成 4 年築）、西文化会館（昭和 63 年築）、南文化会館（平成 6 年築）は、いずれの施設も設備の経年劣化が進んでおり、毎年修繕等が発生している状況です。

施設利用率では、市民会館、西文化会館のホールは 2 日に 1 回程度利用されており、会議室は安定した利用率を保っています。一方、交通の便が悪い南文化会館は、ホール稼働率が低くなっています。

市内文化施設稼働率（過去 5 年平均）

施設名	ホール稼働率	施設全体稼働率
市民会館・やまぶき会館	65.4%	69.0%
西文化会館	63.5%	78.9%
南文化会館	52.8%	61.3%
市内文化施設平均	60.5%	68.6%

市民会館については、昭和 39 年の開館以来多くの利用がありましたが、施設の老朽化、ウェスタ川越（文化芸術振興施設）の完成により、平成 27 年 6 月をもって閉館となります。

総合体育館（平成 7 年築）は、構造的には大きな問題は生じていませんが、経年による付帯設備の劣化が進んでおり、交換、修繕が必要な状況となっています。陸上競技場（平成 4 年築）では、第二種公認陸上競技場の認定を取得していることから、5 年に 1 度大規模な改修工事が必要となっており、平成 24 年度にも改修工事が行われました。テニスコート（平成 8 年築）は、平成 23 年度に大幅な改修が完了しました。いずれの施設も高い利用率を維持しています。

市民聖苑やすらぎのさと（平成 12 年築）についても、施設利用が高い状態です。なお、平成 27 年 4 月に第 6 式場を増設しています。

児童厚生施設は、当初 3 館の児童厚生業務を受託していましたが、平成 25 年度から高階児童館が市の直営となったため、同館を除く児童センターこどもの城と川越駅東口児童館の 2 館となりました。